

第二十七号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

## 江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第六条第一項若しくは同条第三項又は第五条第一項」を「第五条第一項又は第六条第一項若しくは同条第三項」に改め、同条第五号中「とめおく」を「止め置く」に改める。

第九条中「第六条第一項、同条第三項若しくは第五条」を「第五条又は第六条第一項若しくは同条第三項」に改める。

別表一土地の項中「二百十二円」を「二一二円」に改める。

別表二電柱の項中「千四百二十二円」を「一、三四〇円」に改め、同表標識の

項中「八百四十二円」を「七九四円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管の

項中「百四十円」を「一一九円」に、「三百五十円」を「二九七円」に、「七百

二円」を「五九五円」に改め、同表電線の項中「百二十一円」を「九九円」に、

「百四十円」を「一一九円」に、「三百五十円」を「二九七円」に、「七百二円」

を「五九五円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔、マンホールの類の項中「千五

十三円」を「九九三元」に改め、同表郵便差出箱、信書便差出箱の項中「四百二

十一円」を「三九七円」に改め、同表公衆電話所の項中「千五十三円」を「九九

三元」に改め、同表地下の占用物件の項中「五百一円」を「六〇一円」に、「三

百五十円」を「二九七円」に改め、同表高架の占用物件の項中「三百八十五円」

を「四六二円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「五百七十二円」を「六八六円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「八千三百五十二円」を「七、九二〇円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「千四百七十八円」を「一、四〇二円」に改め、同表ロケーションの項中「一万三千五十円」を「一二、三七五円」に改め、同表その他の占用の項中「三十一円」を「三三円」に、「三十四円」を「三三円」に改める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の江戸川区立公園条例別表二の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

( 説明 )

す  
る  
ほ  
か  
、  
規  
定  
を  
整  
備  
す  
る  
必  
要  
が  
あ  
る  
の  
で  
、  
本  
案  
を  
提  
出  
い  
た  
し  
ま  
す  
。  
占  
用  
料  
の  
基  
礎  
と  
な  
る  
固  
定  
資  
産  
税  
評  
価  
額  
の  
評  
価  
替  
え  
に  
伴  
い  
、  
公  
園  
の  
占  
用  
料  
を  
改  
定